

平成28年12月15日

伊予市長 武 智 邦 典 様

伊予市男女共同参画基本計画策定審議会
会長 亀 岡 マリ子

第2次伊予市男女共同参画基本計画について（答申）

2007（平成19）年度に策定した伊予市男女共同参画基本計画が、2016（平成28）年度末をもって計画期間を終えることに伴い、伊予市男女共同参画基本計画策定審議会に対して諮問されました「第2次伊予市男女共同参画基本計画の策定」に関する審議結果を、別添のとおり答申します。

この答申は、伊予市長から委嘱・任命されました、公募市民を含め伊予市の各分野で活動する10人の委員が、2016（平成28）年9月に実施した「男女共同参画に関する市民アンケート」の結果を踏まえながら、議論を重ねてまとめたものです。

本市は、第1次計画に基づき、女性リーダーの養成や啓発パンフレットの発行をはじめ、各分野において多様な事業に取り組まれています。しかしながら、市民アンケートの結果を見ると、男女の固定的性別役割分担意識が未だに根強く、職場や家庭・地域など様々な場面において、男女が個性と能力を発揮できる状況には、まだ至っていないように思われます。

今後は、男女が互いに尊重し合い、個性と能力が発揮できるまちづくりを目指して、本計画を真に実効性のあるものにするために、早急に具体的な施策を示した実施計画を作成し、数値目標を公表するなど、全庁体制のもと、市民や事業所関係機関と協働で取り組み、本市の男女共同参画が一層推進されることを求めます。

なお、本計画においては、次の4点を答申の付帯意見とします。

【付帯意見】

- 1 本計画の基本理念を「男女が互いに尊重し合い、個性と能力が発揮できるまちづくり」とする。
- 2 本計画の期間は、2017（平成29）年度から2026（平成38）年度までの10年間とする。ただし、社会情勢の変化や進捗状況等を見ながら、5年ごとに見直しを図ることが必要である。
- 3 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）に基づく本市の基本計画と位置づけたものとする。
- 4 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく本市の「女性活躍推進計画」と位置づけたものとする。

【審議会開催経過】

- 第1回審議会 2016（平成28）年8月17日
第2回審議会 2016（平成28）年9月12日
第3回審議会 2016（平成28）年10月26日
第4回審議会 2016（平成28）年11月24日
第5回審議会 2016（平成28）年12月12日

【伊予市男女共同参画基本計画策定審議会名簿】

役職	氏名	備考
会長	亀岡 マリ子	元愛媛県男女共同参画センター館長
副会長	山先 芳輝	愛媛県人権対策協議会伊予市支部
委員	池田 登貴	伊予商工会議所女性会
委員	小西 千鶴子	伊予市消防団女性消防団
委員	酒井 幸江	伊予市農山漁村男女共同参画社会づくり推進協議会
委員	山口 節子	伊予市社会福祉協議会
委員	菅 香織	公募市民
委員	渡邊 千佳子	公募市民
委員	浅山 貢	伊予市内校長会
委員	下岡 裕基	伊予市市民福祉部子育て支援課